

市川市保存樹木管理等 補助金制度とは？

市街地に残された貴重な巨木やクロマツ等の保存・保護を目的として、樹木の所有者との間で協定を締結し、良好な状態に維持するための剪定等の費用の一部を補助金として交付するものです。

諏訪神社の協定樹木（令和6年6月撮影）

市川市保存樹木管理等 補助金制度のご案内

クロマツ以外の樹木も対象です！



1本あたり20万円まで補助します！



身近な緑・みんなの緑 共に歩もう！



◆対象となる樹木は？

地上1.2mの高さにおける
幹回りが**3m以上**
ただし、クロマツは**1.5m以上**

※新規に協定の締結を希望される方は、調査・確認しますので、事前にご連絡ください。

◆補助金はいくらまで？

樹木1本あたり
剪定費用の**2分の1**
ただし、
補助金額上限**20万円**

※予算の範囲内に限ります。
※森林環境譲与税を活用し、上限をこれまでの3万円から20万円に拡大しています。(R5.4.1～)

◆森林環境譲与税とは？

地方自治体が発行する森林整備等の財源にあてるため、人口や森林面積等に応じて、令和元年度より国から交付されているものです。

市川市では策定した基本方針に沿って、今後も関係団体等と協議をしながら活用していきます。

ご申請・お問い合わせ

申請書は市川市公式ホームページからダウンロードすることができます。調査の要望等はお電話ください。
市川市役所 自然環境課 自然共生グループ TEL：047-712-6307
URL：<https://www.city.ichikawa.lg.jp/env09/0000430585.html>

制度の詳細はコチラ↓

